

# 栃木障がいフォーラム（TDF）研修会

## 障害者差別解消法と障害者条例

3月23日（日） 13:00～16:00（受付開始12:30）

とちぎ健康の森 大講堂

障害者権利条約は、1月20日に批准、2月19日に発効します。国内では、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者雇用促進法の改正がありました。また、障害者総合支援法も施行されました。現在、障害者差別解消法は平成28年4月施行に向けて準備が進められています。一方、いくつかの自治体においては「障害者条例」（障害のある人のない人も共に暮らしやすい地域づくり条例）がすでに制定または施行されています。

障害者差別解消法だけでは障害を理由とする差別（障害差別）がすべて解消されるわけではなく、地域にあった「障害者条例」を制定し、差別解消を進める必要があります。栃木障がいフォーラムでは、このような動きに対応して「障害者差別解消法の特徴や課題の理解を深めるとともに、栃木県における差別解消のあり方を議論します。

特別講演： 障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり  
～「障害者差別解消法」と「障害者条例」の意義  
講師 野澤 和弘 氏（毎日新聞論説委員）

シンポジウム： 私たちにとっての障害差別とは

「障害者差別解消法」の施行に向けて準備が進められている今、私たちにとって何が差別か、法律に期待することや課題、地域での条例などの解消のしくみはどうあるべきかなどを、それぞれの障害団体の立場から述べ、これからの取り組みを考えます。

シンポジスト（順不同）

栃木県身体障害者福祉会連合会 会長 麦倉 仁巳 氏

栃木県社会就労センター協議会 会長 阿由葉 寛 氏

栃木県手をつなぐ育成会 会長 小島 幸子 氏

栃木県精神保健福祉会 会長 興野 憲史 氏

コメンテーター 野澤 和弘 氏

コーディネーター 栃木障がいフォーラム 代表 村上 八郎 氏

主催 栃木障がいフォーラム（TDF）

後援（予定） 栃木県、下野新聞社

参加費 無料

定員 250名（定員になり次第締め切ります。）

申込方法 裏面の申込書に記入し、FAXで3月15日（金）までに申し込んでください。

問い合わせ 栃木障がいフォーラム事務局（日本てんかん協会栃木県支部内）

TEL/FAX 028（627）9006

# 栃木障がいフォーラム研修会（3/23）参加申込書

月 日

	氏 名	所属または居住市町名	役職または立場	備考(介助者同伴など)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

**申込代表者**（定員超過の際の連絡にのみ利用させていただきます。）

氏名

電話番号

Email

送付先 FAX 028-627-9006 Email nami-tochigi@mbr.nifty.com